介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 基 準 確 認 シ ー ト (令和3年4月改定基準)

指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所名称			
所 在 地			
電話番号			
記入者名			
記入年月日	年	月 月	В



基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備 及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己 点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該 当なし」と記入してください。
- ⑤ 網掛け部分については、ユニット型指定地域密着型特定施設入所者生活介護の事業独自の運営基準で す。

ユニット型指定地域密着型特定施設においては【ユニット型】の記載のある項目を、それ以外の施設 においては(従来型)の記載のある項目を点検してください。【○○型】の記載のない項目は、双方の 施設に共通する基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

ОГ 」 … 介護保険法 (平成9年法律第123号) 法

〇「施 行 令」… 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)

則」… 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 〇「施 行 規

〇「平 17厚 労 告 419」… 居住,滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成

17年厚生労働省告示第419号)

「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年老発第155号厚生省老健 〇「平 13老 155」…

局長通知)

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基

○ 「H 1 8 - 0 3 3 1 0 0 4」 ··· 準について(平成18年老計発第0331004号·老振発第0331004号·老老発第

0331004号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年老 〇「平 12老 企 54」…

企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年老振第75 〇「平12老振75・老健122」…

号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知)

さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 〇「条 例」…

に関する条例(平成24年12月27日さいたま市条例第73号)

電磁的方法について

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。)により行うことができます。(被保険者証に関するものを除く。)

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保 存する方法

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、 承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているも の又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法による ことができます。

- ※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。
 - ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。
 - イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面に おける署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。
- ※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して ください。

介護サービス事業者 基準確認シート目次

_	基本方針	• • • •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
<u>=</u>	人員に関す	る基準		•		•	•	•	•			•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
Ξ	設備に関す	る基準	•	•		•	•	•	• •		•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
四	運営に関す	る基準		•		•	•	•	•			•	•			•	•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	1 2
五	変更の届出	は等 ・・		•					•			•				•			•	•		•	•				•					•	4	1 7
六	その他・										•																•	•	•				• <i>\</i>	1 8

一 基本方針

項目	確認事項	根拠法令
1 一般原則	① 入所(入居)者の意思及び人格を尊重して、常に入所(入居)者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	条例 第3条第1項
	いる・いない ② 入所(入居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	条例第3条第3項
	いる・いない ※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務 とします。	
	③ 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報そ の他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め ていますか。	条例第3条第4項
	い る ・ いない ※ 施設単位でPDCAサイクルを構築・推進することに	H18-0331004
	より、提供するサービスの質の向上に努めなければなら ないこととしたものです。	第3の一の4(1)
2 基本方針【従来型】	① 地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指していますか。	第151条第1項 H18-0331004
	いる・いない	
	② 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めていますか。	条例 第151条第2項
	いる・いない ③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	第3条第2項
	いる・いない	
3 基本方針 【ユニット型】	① 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。	第180条第1項 H18-0331004
	いる・いない	

	② 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	第3条第2項 第180条第2項
	いる・ いない	
4 サテライト型居住施設	○ 指定地域密着型介護老人福祉施設の形態は、次のようなものが考えられます。 ア 単独の小規模の介護老人福祉施設 イ 本体施設のあるサテライト型居住施設 ウ 居宅サービス事業所(通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等)や地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所等)と併設された小規模の介護老人福祉施設 ※ これらの形態を組み合わせると、本体施設+指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設)+併設事業所といった事業形態も可能です。 ※ 本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、サテライト型施設に対する支援機能を有する施設をいいます。 ※ サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される施設をいいます。	第3の七の1(2)・(3)

二 人員に関する基準

項目	確認事項	根 拠 法 令
1 従業者	○ 従業者は、専ら施設の職務に従事していますか。い る ・ いない	条例 第152条第3項 H18-0331004
	※ 従業者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、 栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員及び介護支援専門 員をいいます。※ 「専ら従事する」とは、原則として、サービス提供時間 帯を通じて他の職務に従事しないことをいいます。※ この場合のサービス提供時間帯とは、従事者の施設にお ける勤務時間をいうものであり、従業者の常勤・非常勤の 別を問いません。	第2の2(4)
2 医師	① 入所(入居)者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を置いていますか。	

生活相談員

① 生活相談員を1以上置いていますか。

いる・ いない

条例 第152条第1項第2号

② 生活相談員は、常勤となっていますか。

いる・いない

「常勤」とは、施設における勤務時間が、施設において H18-0331004 定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (32時間|第2の2(3) を下回る場合は32時間を基本とします。)に達しているこ とをいいます。

同一の事業者によって施設に併設される事業所等の職務 であって、施設の職務と同時並行的に行われることが差し 支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤 務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達して いれば、常勤の要件を満たすものであることとします。

- ※ サテライト型居住施設(本体施設が指定介護老人福祉施 設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施 設の場合に限る。) の生活相談員については、常勤換算方 法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても 差し支えありません。
- ※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事 業所、指定短期入所生活介護事業所、併設型指定認知症対 応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所が併設される場合においては、併設される事 業所の生活相談員については、施設の生活相談員により事 業所の入所利用者の処遇が適切に行われると認められると きは、置かないことができます。
- ※ 1人を越えて配置されている生活相談員が、時間帯を明 確に区分した上で当該指定地域密着型介護老人福祉施設を 運営する法人内の他の職務に従事することは差し支えあり ません。

看護職員

4 介護職員または ① 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所 条例 (入居)者の数が3または端数を増すごとに1以上となって|第2条 いますか。

いる・ いない

※ 常勤換算方法とは、従業者の勤務延時間数を施設におい て常勤の従業者が勤務すべき時間数 (32時間を下回る場合) は32時間を基本とします。)で除することにより、従業者 の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務延時間数は、勤務表上、施設のサービス の提供に従事する時間又は施設のサービスの提供のための 準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位 置付けられている時間の合計数とします。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第 76号) 第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講 じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法で の計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満た したものとし、1として取り扱うことを可能とします。

※ 従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができ る時間数は、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限 としてください。

条例 第152条第5項 第152条第13項 第3の七の2(2)

第152条第1項第3号

H18-0331004 第2の2(1) 第2の2(2)

いますか。 第152条第2項 H18-0331004 いる・いない 第2の2(5)①・② 「前年度の平均値」は、前年度(毎年4月1日に始まり 翌年3月31日をもって終わる年度)の平均を用いてくださ この場合、入所(入居)者数等の平均は、前年度の全入所 (入居) 者等の延数を前年度の日数で除して得た数としま この平均入所(入居)者数等の算定に当たっては、小数点 第2位以下を切り上げるものとします。 ※ 新たに事業を開始・再開・増床した施設においては、新 設・増床分のベッドに関しては、次のとおりです。 a 前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度 の実績が全くない場合を含む。) は、新設・増床の時点 から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所(入 居)者数とする。 b 新設・増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近 の6月における全入所(入居)者等の延数を6月間の日数 で除して得た数とする。 c 新設・増床の時点から1年以上経過している場合は、 直近1年間における全入所(入居)者等の延数を1年間の 日数で除して得た数とする。 ※ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、 減床後の入所(入居)者数等の延数を延日数で除して得た数 とします。 ※ これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適 切な方法により入所(入居)者数を推定数によります。 ③ 介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。 条例 第152条第6項 いる・いない H18-0331004 第2の2(3) ④ 看護職員(看護師または准看護師)の数は、1以上とな|条例 っていますか。 第152条第1項第3号 いる・いない ⑤ 看護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。 条例 第152条第7項 いる・ いない H18-0331004 第3の七の2(3) ※ サテライト型居住施設の看護職員については、常勤換算 方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であって も差し支えありません。 5 栄養士又は管理 ○ 栄養士又は管理栄養士を1以上置いていますか。 条例 栄養士 第152条第1項第4号 いる・ いない 第152条第13項 ※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事 H18-0331004 業所、指定短期入所生活介護事業所、併設型指定認知症対 第3の七の2(4) 応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所が併設される場合においては、併設される事 業所の栄養士については、施設の栄養士もしくは管理栄養 士により利用者の処遇が適切に行われると認められるとき は、置かないことができます。

② ①でいう入所(入居)者の数は、前年度の平均値となって 条例

6 機能訓練指導員	① 機能訓練指導員を1以上置いていますか。	条例
	いる・いない	第152条第1項第5号
	② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者になっていますか。	条例 第152条第 9 項 第152条第10項 第152条第13項
	いる・いない	H18-0331004
	※ 「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者です。 ※ 入所(入居)者の日常生活やレクリエーション、行事等を	M- 2 0 / L 0 / 2 (0)
	通じて行う機能訓練指導については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。	
	※ 機能訓練指導員は、施設の他の職務に従事することができます。	
	※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の機能訓練指導員については、施設の機能訓練指導員	
	により利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができます。	
7 介護支援専門員	① 介護支援専門員を1以上置いていますか。 いる・いない	条例 第152条第1項第6号 第152条第15項
	※ 施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、併設される事業所の介護支援専門員により施設の入所(入居)者の処遇が適切に行われると認められるときは、施設の介護支援専門員を置かないことができます。	
	② 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者ですか。	条例 第152条第11項
	いる・いない	H18-0331004 第3の七の2(6)
	※ 入所(入居)者の処遇に支障がない場合は、施設の他の職務に従事することができます。	
	※ この場合、兼務を行う介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、介護支援専門員の勤務時間の全体を他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとします。	
	※ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。	
	ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員について は、この限りではありません。	
8 サテライト型居 住施設及び当該施 設の本体施設	理栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の区分に応じ、サテライト型居住施設の入所(入居)者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。 ア 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型老人福祉施	
	設	

栄養士もしくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護 支援専門員 イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士もしくは管理栄養士、理学療法、 作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 ウ病院 栄養士もしくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場 合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療 施設の場合に限る。) 工 介護医療院 栄養士もしくは管理栄養士又は介護支援専門員 ② サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型 | 条例 介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に|第152条第17項 医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定 地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテラ イト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出し なければなりません。この場合の介護支援専門員の数は1 以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を 標準)です。 併設事業所 ① 施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所 条例 (入居) 定員は、施設の入所(入居) 定員と同数を上限としま | 第152条第14項 H18-0331004 ※ 施設全体が地域密着型サービスの趣旨に反して過大なも 第3の七の2(8)・(9) のとならないよう、上限を設けています。 ※ 施設に指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事 業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合 は、定員の上限はありません。 ※ 平成18年4月1日に現に併設する指定短期入所生活介護 事業所等の定員が指定地域密着型介護老人福祉施設の定員 を超えているもの(建築中のものを含む。)については、 定員の上限は適用しません。 この場合において、平成18年4月1日に現に基本設計が 終了している事業所又はこれに準ずると認められるものに ついても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って 差し支えありません。 ② 施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所等が併設され 条例 る場合においては、それぞれの人員基準を満たす従業者を 第152条第16項 置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従 H18-0331004 事できます。 第3の七の2(10)(第3 ※ 「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、 の四の2(1)②チ) 人員としては一体のものとして、運営することを認めてい ます。 ③ 施設に次の事業所が併設される場合については、処遇等 H18-0331004 が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり、置か|第3の七の2(7) ないことができる人員を認めています。 ア 指定短期入所生活介護事業所(指定介護予防短期入所 生活介護事業所) 医師 生活相談員 栄養士 機能訓練指導員 イ 指定通所介護、指定地域密着型通所介護事業所

- 生活相談員
- 機能訓練指導員
- ウ 指定認知症対応型通所介護事業所(指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所)
 - 生活相談員
 - 機能訓練指導員
- 工 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)又は指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所と併設する指定地域密着型介護老人 福祉施設
 - · 介護支援専門員

三 設備に関する基準

項目	確認事項	根 拠 法 令
1 設備【従来型】	① 次の要件を満たす居室を設けていますか。 ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。 ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	条例 第153条第1項第1号
	いる・いない	
	② 静養室は介護職員室又は看護職員室に近接して設けていますか。	条例 第153条第1項第2号
	いる・いない	
	③ 要介護者が入浴するのに適した浴室を設けていますか。 いる・いない	条例 第153条第1項第3号
	④ 次の要件を満たす洗面設備を設けていますか。ア 居室のある階ごとに設けること。イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。	条例 第153条第1項第4号
	いる・いない	
	⑤ 次の要件を満たす便所を設けていますか。ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。	条例 第153条第1項第5号
	いる・いない	
	⑥ 次の要件を満たす食堂及び機能訓練室を設けていますか。 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した 面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とするこ と。 イ 必要な備品を備えること。	条例 第153条第1項第7号
	いる・いない	
	※ 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。	
2 設備 【ユニット型】	① 施設全体を、居室・共同生活室・洗面設備・便所等によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営していますか。	

いる・いない

第3の七の5(2)①・ ②・③

- ※ ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を 保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる 個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同 生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠です。
- ※ 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。
- ※ ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における 生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケ アの特徴を踏まえたものでなければなりません。
- ② 次の要件を満たす居室を設けていますか。

ア 1の居室の定員は、1人とすること。

- ※ ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
- イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 第3の七の5(2)④ ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
- ※ 1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人 以下とし、15人を超えないものとしなければなりません。
- ウ 1の居室の床面積等は、10.65㎡以上とすること。ただし、アのただし書きの場合にあっては、21.3㎡以上いとすること。
- エブザー又はこれに代わる設備を設けること。

いる・いない

** ユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員 は1人とします。

ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上 必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。

- ※ 「共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室と は、次の3つをいいます。
 - a 共同生活室に隣接している居室
 - b 共同生活室に隣接してはいないが、アの居室と隣接している居室
 - c その他共同生活室に近接して一体的に設けられている 居室(他の共同生活室のア・イの居室を除く。)
- ※ ユニット型施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入 居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想 定しており、居室は次のいずれかに分類されます。
 - a ユニット型個室

床面積は、10.65 m³以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とします。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2 人部屋とするときは21.3㎡以上とします。

b ユニット型個室的多床室

ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10.65㎡以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室

条例 第181条第1項第1号 ア H18-0331004 内に便所が設けられているときはその面積を除く。)であるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。

壁については、家具等のように可動のもので室内を 区分しただけのものは認められず、可動でないものであ って、プライバシーの確保のために適切な素材であるこ とが必要です。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものです。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2 人部屋とするときは21.3㎡以上とします。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを 造る場合に、居室が a の要件を満たしていれば、ユニッ ト型個室に分類されます。

③ 次の要件を満たす共同生活室を設けていますか。

ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものと 第 し、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営む イ ための場所としてふさわしい形状を有すること。 H1

イ 1の共同生活室の床面積は、2㎡に共同生活室が属す 第3の七の5(2)⑤ るユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ウ 必要な設備及び備品を備えること。

いる・いない

- ※ 他のユニットの入居者が、共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっている必要があります。
- ※ 共同生活室は、ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されている必要があります。
- ※ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。
- ※ 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいです。
- ④ 次の要件を満たす洗面設備を設けています

ア 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

※ 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいですが、 共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えあり ません。

この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して

条例 第181条第1項第1号 イ

H18-0331004 第3の七の5(2)⑤

条例 第181条第1項第1号 ウ H18-0331004

第3の七の5(2)⑥

	設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。	
	なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。	
	いる・いない	
	⑤ 次の要件を満たす便所を設けていますか。 ア 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設ける こと。	条例 第181条第1項第1号 エ
	イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介 護者が使用するのに適したものとすること。	
	いる・いない	
	※ 便所は、居室ごとに設けることが望ましいですが、共同 生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありませ ん。	
	この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して 設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望 ましいです。	
	なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。	
	⑥ 要介護者が入浴するのに適した浴室を設けていますか。	条例 第181条第1項第2号
	いる・いない	H18-0331004
	※ 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。	第3の七の5(2)⑧
3 設備	① 医務室は医療法に規定する診療所であり、入所(入居)者 を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほ か、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。	
	いる・いない	
	※ 本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所(入居)者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足ります。	
	② 廊下幅は1.5m以上、中廊下の幅は1.8m以上となっていますか。	条例 第153条第1項第8号
	いる・いない	第181条第1項第4号 H18-0331004
	※ 入所(入居)者や従業者が少数であることから、廊下幅の 一律の規制を緩和したものです。	第3の七の3(2) 第3の七の5(2)(9(第
	※ 廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所(入居) 者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる ときは、これによらないことができます。	3の七の3(2))
	これは、アルコーブを設けることなどにより、入所(入居)者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。	
	また、「これによらないことができる。」とは、建築基 準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がありま す。	
	③ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けて	
	いますか。	第153条第1項第9号

		Att 1 0 1 1/2 late - The - I
	いる・いない	第181条第1項第5号
		H18-0331004 第2の上の2(2)(第2
	※ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置し	第3の七の3(3)(第3
	なければなりません。	の二の二の2(3)) 第3の七の5(2)(9)(第
		3の七の3(3)(第3の
-	② 乳供は すと状乳の円に供わりまのした プレナナム	<u> </u>
	④ 設備は、専ら施設の用に供するものとなっていますか。	条例 第153条第2項
	いる・いない	第181条第2項
	ツ 1日/1元 老に牡ナッル バスの担併に古時ぶない担人	H18-0331004
	※ 入居(入所)者に対するサービスの提供に支障がない場合 は、この限りではありません。	第3の七の3(1)
	は、この限りではめりません。 ※ 便所等の面積又は数の定めのない設備については、それ	tota - 1 - (-) 0 (tota
	※ 使用等の面積又は数のためのない設備については、それ ぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は	a - I - a (4)
	数を確保するよう配慮してください。	0 10 210 0 (1/)
- //31 20/13/11 12:320	① 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する	条例
よる基準緩和の経	基準の緩和	附則 5
過措置	※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟	
	を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症	
	疾患療養病棟を令和6年3月31日までの間に転換し、指定	
	地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合にお	3の七の3(4)①)
	いて、食堂の面積は、入所(入居)者1人当たり1㎡以上を	
	有し、機能訓練室の面積は、40㎡以上であればよいことと します。	
	, ,	
	ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、 支障がない広さを確保することができるときは、同一の場	
	所とすることができるものとします。	
	また、転換を行って開設する施設がサテライト型居住施	
	設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機	
	能訓練室を利用すれば足りることとします。	
	② 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関す	条例
	る基準の緩和	附則 6
	※ 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療	H18-0331004
	養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、指定地域密	第3の七の3(4)②
	着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、	第3の七の5(2)⑨(第
	食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適	3の七の3(4)②)
	合するものであればよいこととします。	
	a 食堂及び機能訓練室の面積は、それぞれ必要な広さを	
	有するものとし、合計して入所(入居)者1人あたり3㎡	
	以上とすること。	
	ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合におい	
	て、支障がない広さを確保することができるときは、同	
	一の場所とすることができます。	
	b 食堂の面積は、入所(入居)者1人当たり1㎡以上を有し、機能訓練室の面積は、40㎡以上を有すること。	
	ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、支障がない広さを確保することができるときは、同	
	一の場所とすることができます。	
	また、転換を行って開設する施設がサテライト型居住	
	施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設におけ	
	る機能訓練室を利用すれば足りることとします。	
		to tol
	③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の経行	
	準の緩和	附則 7

※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟 H18-0331004 を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症 第3の七の3(4)③ 疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療 第3の七の5(2)9(第 所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの 3の七の3(4)(3) 間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しよ うとする場合において、廊下の幅については、内法による 測定で、1.2m以上であればよいこととします。

ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6m以上で あればよいこととします。

なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととしま

四 運営に関する基準

項目	確認事項	根 拠 法 令
1 提供の開始に当 たっての説明及び 同意		第178条(第10条準用) 第190条(第10条準用) H18-0331004
	※ わかりやすい説明書やパンフレット等(他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等を一体的に作成することは差し支えありません。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。 ※ 同意については、書面によって確認することが適当です。 ※ 入所(入居)申込者または家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、重要事項を電磁的方法により提供することもできます。	の一の 4 (2))
2 提供拒否の禁止	○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。	第3の七の4(3) (第 3の一の4(3)) 第3の七の5(10)(第3
3 サービス提供困難時の対応	○ 入所(入居)申込者が入院治療を必要とする場合その他入所 (入居)申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難で ある場合は、適切な病院・診療所・介護老人保健施設若しく は介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じてい ますか。 いる・いない	第154条 第190条(第154条準
4 受給資格等の確 認	① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。	条例 第178条(第13条第1 項準用)

	いる・いない	第190条(第13条第1 項準用)
	※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られます。	第3の七の4㎞(第
		第3の一の4(5)①) 第3の七の5(10)(第3 の一の4(5)①)
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、 認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努め	条例
	ていますか。 いる・いない	項準用) 第190条(第13条第2
	V	項準用) H18-0331004
		第3の七の4(28) (第 3の一の4(5)②) 第3の七の5(10)(第3
5 要介護認定の申	① 入所(入居)の際に要介護認定を受けていない入所(入居)申	の一の4(5)②)
請に係る援助	込者については、要介護認定の申請が既に行われているかど うかを確認し、申請が行われていない場合は、入所(入居)申	第178条(第14条第1 項準用)
	込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	項準用)
	いる・いない ※ 要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が	H18-0331004 第3の七の4(28)(第3 の一の4(6)(1))
	# 要用 護認定の申請がなされていれば、要用 護認定の効力が 申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険 給付の対象となり得ます。	, , , , ,
	② 要介護認定が申請の日から30日以内に行われることから、 更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前まで に行われるよう、必要な援助を行っていますか。	条例 第178条(第14条第2 項準用②) 第190条(第14条第2
	いる・いない ※ 継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受け	項準用②)
	る必要があります。	第3の七の4(3)(第3の一の4(6)②)
		第3の七の5(10)(第3の一の4(6)②)
6 入退所(入退居)	① 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供していますか。 いる・いない	第155条第1項 第190条(第155条第1 項準用)
	 ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上、精神上の著	
	しい障害のために居宅で生活を継続することが、困難な要介 護者を対象としています。	の七の4(1)①)
	② 入所(入居)申込者の数が入所(入居)定員から入所(入居)者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所(入居)させるよう努めていますか。	第155条第2項 第190条(第155条第2
	いる・いない	第3の七の4(1)② 第3の七の5(10)(第3

※ 入所(入居)を待っている申込者がいる場合には、入所(入 の七の4(1)②) 居)してサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優 先的に入所させるよう努めなければなりません。

- ※ 施設が常時の介護を要する者のうち居宅においてこれを受 けることが困難な者を対象としていることにかんがみ、介護 の必要の程度及び家族の状況等を勘案する必要があります。
- ※ 優先的な入所(入居)の取扱いについては、透明性及び公平 性が求められることに留意してください。

③ 入所(入居)申込者の入所(入居)に際しては、その者に係る 条例 指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状 第155条第3項 況、生活歴、病歴、家族の状況、指定居宅サービス等の利用 第190条(第155条第3 状況等の把握に努めていますか。

いる・いない

- ※ 家族等に対し、居宅における生活への復帰が見込まれる場合 第3の七の5回(第3 には、居宅での生活へ移行する必要性があること、できるだけ | の七の4(1)③) 面会に来ることが望ましいこと等の説明を行ってください。
- ※ 質の高いサービスの提供に資することや生活の継続性を重 視するという観点から、指定居宅サービス等の利用状況等の 把握に努めなければなりません。

④ 入所(入居)者の心身の状況、その置かれている環境等に照 条例 らし、その者が退所(退居)して居宅において日常生活を営む 第155条第4項 ことができるかどうかについて定期的に検討していますか。

いる・ いない

※ 指定地域密着型介護老人福祉施設が要介護者のうち、入 居(入所)して介護を受けることが必要な者を対象として いることにかんがみ、退所(退居)して居宅において日常 生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討 しなければならないとしたものです。

⑤ 検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介 条例 護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。

いる・いない

⑥ 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において 条例 日常生活を営むことができると認められる入所(入居)者に対 | 第155条第6項 し、入所(入居)者および家族の希望、退所後に置かれること 第190条(第155条第6 となる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行「項準用) っていますか。

いる・いない

- ※ 検討の結果、居宅での生活が可能と判断される入所(入居) の七の4(1)⑤) 者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家庭での 介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対 する情報提供等の必要な援助を行ってください。
- ※ 安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意 してください。

項準用)

H18-0331004 第3の七の4(1)③

第190条(第155条第4 項準用)

H18-0331004 第3の七の4(1)④ 第3の七の5回(第3 の七の4(1)④)

第155条第5項 第190条(第155条第5 項準用)

H18-0331004 第3の七の4(1)④ 第3の七の5回(第3 の七の4(1)(4)

H18-0331004 第3の七の4(1)⑤ 第3の七の5回(第3

	※ 退所(退居)が可能になった入所(入居)者の退所(退居)を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所(退居)後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ってください。 ⑦ 入所(入居)者の退所(退居)に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サ	条例
	ービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる・いない	項準用)
7 サービスの提供の記録	① 入所(入居)に際しては入所(入居)の年月日並びに入所(入居)している介護保険施設の種類及び名称を、退所(退居)に際しては退所(退居)の年月日を、被保険者証に記載していますか。	第156条第1項
	いる・いない ② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの 内容等を記録していますか。 いる・いない	第156条第2項 第190条(第156条第2
	※ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所(入居)者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。※ サービスの提供の記録は、5年間保存してください。	
8 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入所(入居)者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割(保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けていますか。いる・いない	第157条第1項
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所(入居)者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 いる・いない ※ 入所(入居)者間の公平及び入所(入居)者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。 ※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 a 指定地域密着型介護老人福祉施設とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 b 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。 c 指定地域密着型介護老人福祉施設の会計と区分していること。 c 指定地域密着型介護老人福祉施設の会計と区分していること。	条例 第157条第2項 第182条第2項 H18-0331004 第3の七の4(3)①(第 3の一の4の(13)②) 第3の七の5(3)(第3

- ア 食事の提供に要する費用
- イ 居住に要する費用
- ウ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- エ 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 才 理美容代
- カ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所(入居)者に負担させることが適当と認められる次のもの 平12老症54 平12老振75・そ
 - a 入所(入居)者の希望によって、身の回り品として日常 生活に必要なものを提供する場合に係る費用
 - b 入所(入居)者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用

いない・ いる

- ※ ア〜エまでの費用に係る同意については、文書によって得なければなりません。
- ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。
- ※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、カの徴収を行うに あたっては、次の基準が遵守されなければなりません。
 - a その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
 - b お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
 - c 入所(入居)者または家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。
 - d その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
 - e その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。

ただし、その都度変動する性質のものである場合には、 実費という形の定め方が許されるものであること。

- ④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っ条例 ていますか。 第157
 - ア 施設における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保 第182条第4項 するため、次の手続を行うこと。 平17厚労告419
 - a 契約の締結にあたっては、入所(入居)者または家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。
 - b 契約の内容について、入所(入居)者から文書により同意を得ること。
 - c 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額 の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うととも に施設の見やすい場所に掲示を行うこと。
 - イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費 用に相当する額を基本とすること。

いる・いない

第157条第3項 第182条第3項 H18-0331004 第3の七の4(3)② 第3の七の5(3)(第3 の七の4(3)②) 平12老企54 平12老振75・老健122

条例 第157条第4項 第182条第4項 平17厚労告419

- ⑤ 居住に要する費用の額については、次の指針に沿っていま 条例 すか。
 - ア 居住に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続 第182条第4項 を行うこと。
 - a 契約の締結に当たっては、入所(入居)者または家族に 対し、契約の内容について文書により事前に説明を行う
 - b 契約の内容について、入所(入居)者から文書により同 意を得ること。
 - c 居住に係る利用料について、具体的内容、金額の設定 及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに施設 の見やすい場所に掲示を行うこと。
 - イ 居住に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞ れ次の額を基本とすること。
 - a 居室のうち定員が1人のもの 室料及び光熱水費に相当する額
 - b 居室のうち定員が2人以上のもの 光熱水費に相当する額
 - ウ 居住に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事 項は、次のとおりとすること。
 - a 入所(入居)者が利用する施設の建設費用(修繕費用、 維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案する
 - b 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平 均的な費用

いる・いない

⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらか 条例 じめ、入所(入居)者または家族に対し、サービスの内容及び|第157条第5項 費用を記した文書を交付して説明を行い、入所(入居)者の同 第182条第5項 意を得ていますか。

いる・ いない

※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらか じめ、入所(入居)者または家族に対し、サービスの内容及び 費用の額について懇切丁寧に説明を行い、入所(入居)者の同 意を得なければなりませんが、同意については、入所(入居) 者及び施設双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の 額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行っ てください。

この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必 要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、入所 (入居)の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係 る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行 い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすること が基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生 活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都 度、同意書により確認するものとします。

※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づ き、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めな ければならず、また、サービスの選択に資すると認められる 重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはな りません。

第157条第4項 平17厚労告419

平12老振75・老健122

1	□ ル バスの担供に乗した専用にった。十七ヶ京は7 嗽 利	\ <u>\</u>
	⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利	
	用者に対し、領収証を交付していますか。	第42条の2第9項(第
	いる・いない	41条第8項準用)
	, J , J , J	施行規則
	※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提	第65条の5 (第65条準
	供に要した費用の額・居住に要した費用の額・その他の費用	用)
	の額を区分して記載しなければなりません。	
	また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ご	
	とに区分して記載しなければなりません。	
	<に区分して記載しなりがはなりません。 	
9 保険給付の請求	○ 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老	冬 例
のための証明書の	人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合	
		第190条(第23条準用)
交付	は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認めら	
	れる事項を記載したサービス提供証明書を入所(入居)者に対	H18-0331004
	して交付していますか。	第3の七の4億第3
	いる・いない	の一の4(14))
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	第3の七の5(10)(第3
	※ 入所(入居)者が保険給付の請求を容易に行えるよう、サー	の一の4(14))
	ビス提供証明書を交付しなければなりません。	
10 指定地域密着型	①【従来型】 地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者	条例
介護老人福祉施設	の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の	第158条第1項
入所者生活介護の	心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行ってい	
取扱方針	ますか。	
40,000	5 / 7 0	
	いる・ いない	
	②【従来型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介	久何
		. , . , .
	護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画ー	第158条第2項
	的なものとならないよう配慮して行われていますか。	
	いる・いない	
	③【従来型】 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切	条例
	丁寧に行うことを旨とし、入所者または家族に対し、処遇上	第158条第3項
	必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていま	H18-0331004
	すか。	第3の七の4(4)
	いる・いない	
	※ 処遇上必要な事項とは、地域密着型施設サービス計画の目	
	標及び内容並びに行事及び日課等も含みます。	
	④【ユニット型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生	条例
	活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活	第183条第1項
	様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことがで	H18-0331004
	きるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づ	第3の七の5(4)①
	き、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うこ	
	とにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われて	
	いますか。	
	いる・いない	
	 ※ 入居者へのサービスの提供は、入居者が自律的な日常生活	
	を営むことができるよう支援するものとして行わなければな	
	りません。	

ける生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する ことが必要であり、このため従業者は、一人一人の入居者に ついて、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその 中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上 で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりませ ※ こうしたことから明らかなように、入居者の意向に関わり なく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた 機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うの は、サービスとして適当ではありません。 ⑤【ユニット型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 条例 活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持|第183条第2項 って生活を営むことができるよう配慮して行われています|H18-0331004 か。 第3の七の5(4)② いる・ いない ※ 入居者へのサービスの提供は、入居者がユニットにおいて 相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を 持って生活を営めるように配慮して行わなければなりませ ※ 従業者は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮す ることが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の生活に 過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにする ことにも配慮が必要です。 ⑥【ユニット型】 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 条例 活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われて|第183条第3項 いますか。 いる・いない | ⑦【ユニット型】 | 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 | 条例 活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本とし 第183条第4項 て、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ う、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わ れていますか。 いる・ いない ⑧ 【ユニット型】 従業者は、サービスの提供に当たって、入 条例 居者または家族に対し、サービスの提供方法等について、理 第183条第5項 解しやすいように説明を行っていますか。 いる・いない ⑨ 自ら提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 条例 介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 第158条第7項 第183条第8項 いる・いない 11 身体的拘束等の ① サービスの提供に当たっては、入所(入居)者又は他の入所 条例 禁止 (入居)者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 第158条第4項 場合を除き、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動|第183条第6項 を制限する行為)を行っていませんか。 平13老155の1 いない・いる |※ 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為|

※ 入居者へのサービス提供に当たっては、入居前の居宅にお

- a 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢 をひも等で縛る。
- b 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- c 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレー ル)で囲む。
- d 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を ひも等で縛る。
- e 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮 **膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン** 型の手袋等をつける。
- f 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないよ うに、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- g 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅 子を使用する。
- h 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ 服)を着せる。
- i 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四 肢をひも等で縛る。
- j 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- k 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。
- ※ 身体的拘束の廃止を実現していく取組みは、ケア全体の質 の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものであり、身体 的拘束廃止を最終目標とするのではなく、身体的拘束廃止に 取り組む過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よ りよいケアの実現に取り組んでください。
- ② 管理者及び従業者は、身体的拘束廃止を実現するために正 平13老155の2 確な事実認識を持っていますか。また、そのための意識啓発 に努めていますか。

いる・いない

③ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する身体的拘 平13老155の5 東廃止委員会などを設置し、事業所全体で身体的拘束廃止に 取り組むとともに、改善計画を作成していますか。

いる・いない

- ※ 改善計画に盛り込むべき内容
 - a 事業所内の推進体制
 - b 介護の提供体制の見直し
 - c 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き
 - d 事業所の設備等の改善
 - e 事業所の従業者他の関係者の意識啓発のための取組み
 - f 利用者の家族への十分な説明
 - g 身体的拘束廃止に向けての数値目標
- ④ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及 条例 び時間、その際の入所(入居)者の心身の状況並びに緊急やむ | 第158条第5項 を得ない理由を記録していますか。

第183条第7項 H18-0331004 第3の七の4(4)②

いる・いない

- ※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存してください。
- ⑤ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下のア~ウに掲げる 措置を講じていますか。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 条例 3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。

第158条第6項第1号 第183条第8項第1号

いる・いない

※ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 H18-0331004 (「身体的拘束適正化検討委員会」)とは、身体的拘束等 第3の七の43 の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職 種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職 員、介護職員、生活相談員)により構成するものです。

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするととも に、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決 めておくことが必要です。

- ※ 身体的拘束適正化検討委員会は、運営推進会議又は事故 防止委員会及び感染症対策委員会と一体的に設置・運営す ることも差し支えありません。
- ※ 身体的拘束適正化検討委員会の責任者は、ケア全般の責 任者であることが望ましいです。
- ※ 身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活 用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等 の専門医の活用等が考えられます。

イ 身体的拘束等の適正化のために指針を整備していますか。

条例

H18-0331004

第3の七の44

第158条第6項第2号 第183条第8項第2号

いる・いない

- ※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のよう な項目を盛り込むこととします。
 - a 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考
 - b 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に 関する事項
 - c 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本 的方針
 - d 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための 方策に関する基本方針
 - e 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - f 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - g その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基 本方針

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化 条例 のための研修を定期的に実施していますか。

第158条第6項第3号 第183条第8項第3号

いる・いない

- ※ 研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内 H18-0331004 容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地 第3の七の4⑤ 域密着型介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化 の徹底を行うものとします。
- ※ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設 が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育 (年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず 身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。
- ※ 研修の実施内容についても記録することが必要です。
- ※ 研修の実施は、施設内での研修で差し支えありません。

- 21 -

サービス計画の作 成

12 地域密着型施設 ① 管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画 条例 の作成に関する業務を担当させていますか。

いる・いない

第159条第1項 第190条(第159条第1 項準用) 第3の七の5(10)(第3

- ※ 地域密着型施設サービス計画の作成および実施に当たって | H18-0331004 は、いたずらにこれを入所(入居)者に強制することとならな 第3の七の4(5)① いように留意してください。
- ② 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画 条例 の作成に当たっては、入所(入居)者の日常生活全般を支援す 第159条第2項 る観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス 第190条(第159条第2 等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付け 項準用) るよう努めていますか。

いる・ いない

H18-0331004

の七の4(5)(1)

第3の七の4(5)② 第3の七の5回(第3

- ※ 地域密着型施設サービス計画は、入所(入居)者の日常生活 の七の4(5)②) 全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。
- ※ 地域密着型施設サービス計画の作成又は変更に当たって は、入所(入居)者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給 付等対象サービス以外の、地域の住民による入所(入居)者の 話し相手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含め て地域密着型施設サービス計画に位置づけることにより、総 合的な計画となるよう努めなければなりません。
- ③ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画 条例 の作成に当たっては、適切な方法により、入所(入居)者につ 第159条第3項 いて、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通 第190条(第159条第3 じて入所(入居)者が現に抱える問題点を明らかにし、入所|項準用) (入居)者が自立した日常生活を営むことができるように支援 H18-0331004 する上で解決すべき課題を把握していますか。

いる・ いない

第3の七の4(5)③ 第3の七の5回(第3 の七の4(5)(3)

- ※ 地域密着型施設サービス計画は、個々の入所(入居)者の特 性に応じて作成されることが重要です。
- ※ このため計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サー ビス計画の作成に先立ち入所(入居)者の課題分析を行わなけ ればなりません。
- ※ 課題分析とは、入所(入居)者の有する日常生活上の能力や 入所(入居)者を取り巻く環境等の評価を通じて入所(入居)者 が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を 明らかにし、入所(入居)者が自立した日常生活を営むことが できるように支援する上で解決すべき課題を把握することで あり、入所(入居)者の課題を客観的に抽出するための手法と して合理的なものと認められる適切な方法を用いなければな りません。
- ④ 計画担当介護支援専門員は、アセスメント(③でいう解決 条例 すべき課題の把握)に当たっては、入所(入居)者および家族 第159条第4項 に面接して行っていますか。

いる・いない

※ 入所(入居)者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構 第3の七の4(5)④ 築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を|第3の七の5回(第3 入所(入居)者および家族に対して十分に説明し、理解を得な の七の4(5)④) ければなりません。

第190条(第159条第4 項準用) H18-0331004

- ※ 計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めること が重要です。
- ⑤ 計画担当介護支援専門員は、入所(入居)者の希望及び入所 条例 (入居)者についてのアセスメントの結果による専門的見地に 第159条第5項 基づき、入所(入居)者の家族の希望を勘案して、入所(入居)|第190条(第159条第5 者および家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生「項準用) 活全般の解決すべき課題、サービスの目標および達成時期、 サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記 第3の七の4(5)⑤ 載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しています 第3の七の5(10)(第3 か。

H18-0331004 の七の4(5)(5)

いる・いない

- ※ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画 が入所(入居)者の生活の質に直接影響する重要なものである ことを十分に認識し、地域密着型施設サービス計画原案を作 成しなければなりません。
- ※ 地域密着型施設サービス計画原案は、実現可能なものとす る必要があります。
- ※ 地域密着型施設サービス計画原案には、各種サービス(機 能訓練、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し 記載する必要があります。
- ※ 提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれ を達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を 明確に盛り込み、達成時期には地域密着型施設サービス計画 及び提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重 要です。
- ※ サービスの内容には、施設の行事及び日課等も含みます。
- ※ 施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生 の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイ ドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族 と必要な情報の共有等に努めてください。
- ⑥ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、 担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画 第159条第6項 の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意 第190条(第159条第6 見を求めていますか。

いる・いない

- ※ 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高|第3の七の5(10)(第3 い地域密着型施設サービス計画とするため、サービスの目標 の七の4(5)⑥) を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができ るかなどについて、サービス担当者会議の開催又は指定地域 密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の原案に位置付けた 担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調 整を図ることが重要です。
- ※ 計画担当介護支援専門員は、入所(入居)者の状態を分析 し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について 十分見極める必要があります。
- ※ 担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機 能訓練指導員及び生活状況等に関係する者を指します。
- ⑦ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画 条例 の原案の内容について入所(入居)者または家族に対して説明 第159条第7項 し、文書により入所(入居)者の同意を得ていますか。

条例 項準用) H18-0331004 第3の七の4(5)⑥

第190条(第159条第7

いる・いない

※ サービスの内容への入所(入居)者の意向の反映の機会を保|第3の七の4(5)⑦ 障するため、計画に位置付けるサービスの内容を説明した上|第3の七の5個(第3 で、文書によって入所(入居)者の同意を得ることを義務付の七の4(5)⑦) けるものです。

- ※ 説明及び同意を要する地域密着型施設サービス計画の原案 とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表に相 当するものを指します。
- ※ 必要に応じて入所(入居)者の家族に対しても説明を行い、 同意を得ることが望ましい。
- (8) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画 条例 を作成した際には、遅滞なく入所(入居)者に交付しています|第159条第8項 か。

いる・いない

- ※ 交付した地域密着型施設サービス計画は、5年間保存して 第3の七の4(5)8 ください。
- ⑨ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画 条例 の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて地域密着型施 | 第159条第9項 設サービス計画の変更を行っていますか。

いる・いない

- ※ 計画担当介護支援専門員は、入所(入居)者の解決すべき課 第3の七の4(5)9 題の変化に留意することが重要です。
- ※ 地域密着型施設サービス計画の作成後においても、入所 | の七の4(5)(9) (入居)者および家族並びに他のサービス担当者と継続して連 絡調整を行ってください。
- ※ 入所(入居)者の解決すべき課題の変化は、入所(入居)者に 直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握され ることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサ ービス担当者と緊密な連携を図り、入所(入居)者の解決すべ き課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる 体制の整備に努めなければなりません。
- ⑩ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画 条例 の実施状況の把握(入所(入居)者についての継続的なアセ|第159条第10項 スメントを含む) (以下「モニタリング」) に当たっては、 入所(入居)者および家族並びに担当者との連絡を継続的に行「項準用) うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによ H18-0331004 り行っていますか。

ア 定期的に入所(入居)者に面接すること。

イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

いる・いない

- 「定期的に」の頻度については、入所(入居)者の心身の状 況等に応じて適切に判断してください。
- ※ 特段の事情とは、入所(入居)者の事情により、入所(入居) 者に面接することができない場合を主として指すものであ り、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれませ
- ※ 特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記 録しておくことが必要です。

項準用)

H18-0331004

第190条(第159条第8 項準用) H18-0331004

第3の七の5(10)(第3 の七の4(5)⑧)

第190条(第159条第9 項準用) H18-0331004

第3の七の5(10)(第3

第190条(第159条第10 第3の七の4(5)10 第3の七の5(10)(第3 の七の4(5)(10)

① 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、 条例 サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、 第159条第11項 地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当 第190条(第159条第11 者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 項準用) ア 入所(入居)者が要介護更新認定を受けた場合 イ 入所(入居)者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 いる・ いない ② 地域密着型施設サービス計画を変更する場合においても、 条例 ②~⑧の一連の業務を行っていますか。 第159条第12項 第190条(第159条第12 いる・ いない 項準用) ※ 入所(入居)者の希望による軽微な変更を行う場合には、こ H18-0331004 第3の七の4(5)① の必要はありません。 ※ この場合においても、計画担当介護支援専門員が、入所(入|第3の七の5個(第3 の七の4(5)⑪) 居)者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。 ①【従来型】 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充 条例 13 介護 実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術 第160条第1項 をもって行われていますか。 H18-0331004 第3の七の4(6)① いる・ いない ※ 介護サービスの提供に当たっては、入所者の人格に十分配 慮し、地域密着型施設サービス計画によるサービスの目標等 を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の 低下が生じないようにするとともに残存機能の維持向上が図 られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又 は必要な支援を行ってください。 ②【従来型】 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者 条例 を入浴させ、又は清しきしていますか。 第160条第2項 H18-0331004 いる・いない 第3の七の4(6)② ※ 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切 な方法により実施してください。 ※ 入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴す ることが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔 保持に努めなければなりません。 ③【ユニット型】 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互 条例 に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援す 第184条第1項 るよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって |H18-0331004 行われていますか。 第3の七の5(5)① いる・ いない ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方 針を受けた適切な技術をもって介護を行わなければなりませ ※ 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入 居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることの ないよう留意する必要があります。 ※ 入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点 では、単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するに とどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、頼られると いった精神面での役割が生まれることを支援することにも留 意する必要があります。

④【ユニット型】 入居者の日常生活における家事を、入居者 条例 が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行 第184条第2項 うよう適切に支援していますか。

いる・いない

H18-0331004 第3の七の5(5)②

- ※ 「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配 膳、後片付け、清掃やごみ出しなど、多様なものが考えられ ます。
- ⑤【ユニット型】 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快 条例 適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居 | 第184条第3項 者に入浴の機会を提供していますか。

H18-0331004 第3の七の5(5)③

いる・いない

- ※ やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の 機会の提供に代えることができます。
- ※ 入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が 精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることか ら、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行 うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を 設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じるこ とができるだけの入浴機会を設けなければなりません。
- ⑥入所(入居)者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法 条例 により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。

いる・いない

第160条第3項 第184条第4項 H18-0331004

※ 排せつの介護は、入所(入居)者の心身の状況や排せつ状況 第3の七の4(6)③ などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介|第3の七の5(5)④(第 助等について適切な方法により実施してください。

3の七の4(6)(3)

- ⑦【従来型】 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを 条例 適切に取り替えていますか。
- ⑦【ユニット型】 おむつを使用せざるを得ない入居者につい 第184条第5項 ては、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替え H18-0331004 ていますか。

いる・いない

第160条第4項 第3の七の4(6)(4) 第3の七の5(5)④(第 3の七の4(6)(4))

- ※ 入所(入居)者がおむつを使用せざるを得ない場合には、そ の心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、 おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所 (入居)者の排せつ状況を踏まえて実施してください。
- ⑧【従来型】 入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を 条例 適切に行っていますか。
- ⑧【ユニット型】 入居者が行う離床、着替え、整容等の日常 第184条第7項 生活上の行為を適切に支援していますか。

第160条第6項 H18-0331004 第3の七の4(6)⑥ 第3の七の5(5)④(第 3の七の4(6)(6)

- ※ 施設は、入所(入居)者にとって生活の場であることから、 通常の1日の生活の流れに沿って、入所(入居)者の心身の状 況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。
- ⑨ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発 条例 生を予防するための体制を整備していますか。

いる・いない

第160条第5項 第184条第6項 H18-0331004

	※ 褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。 例えば、次のようなことが考えられます。 a 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所(入居)者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。 b 専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく。 c 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 d 褥瘡対策のための指針を整備する。 e 褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。 施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましいです。	第3の七の5(5)④(第3の七の4(6)⑤)
	⑩ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。いる・いない※ 非常勤の介護職員でも差し支えありません。⑪ 入所(入居)者に対し、その負担により、施設の従業者以外	条例 第160条第7項 第184条第8項 H18-0331004 第3の七の4(6)⑦ 第3の七の5(5)④(第 3の七の4(6)⑦)
	の者による介護を受けさせていませんか。 いない・いる	第160条第8項 第184条第9項
14 食事	① 栄養並びに入所(入居)者の心身の状況及び嗜好を考慮した 食事を、適切な時間に提供していますか。 いる・いない	条例 第161条第1項 第185条第1項
	②【従来型】 入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 いる・ いない	条例 第161条第2項
	③【ユニット型】 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法 により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。 いる・いない	条例 第185条第2項
	④【ユニット型】 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に 食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間 を確保していますか。	第185条第3項
	いる・いない ※ 施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。	
	⑤【ユニット型】 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 いる・いない	

	※ 入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることがで	
	きるよう支援しなければなりません。	
	※ 共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要があります。	
	⑥ 入所(入居)者ごとの適切な栄養状態を定期的に把握し、	H18-0331004
	個々の入所(入居)者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう	
	に努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所(入居)者の	第3の七の5(6)③(第
	身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び 内容としていますか。	3の七の4(7)①)
	いる・いない	
	⑦ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うととも に、その実施状況を明らかにしていますか。	H18-0331004 第3の七の4(7)②
	いる・いない	第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)②)
	※ 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導 を受けてください。	
	⑧ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降としていませか。	H18-0331004
	ていますか。 いる・いない	第3の七の4(7)③ 第3の七の5(6)③(第
	※ 早くても午後5時以降としてください。	3の七の4(7)③)
	⑨ 食事の提供に関する業務は施設自らが行っていますか。	H18-0331004
	いる・いない	第3の七の4(7)④ 第3の七の5(6)③(第
	※ 栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、	3の七の4(7)④)
	衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、管理者 が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容	
	により、食事サービスの質が確保される場合には、施設の最	
	終的責任の下で第三者に委託することができます。	
	⑩ 食事提供については、入所(入居)者の嚥下や咀嚼の状況、	H18-0331004
	食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるために、居	第3の七の4(7)⑤
	室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられています	第3の七の5(6)③(第
	か。	3の七の4(7)⑤)
	いる・いない	
	① 入所(入居)者に対して、適切な栄養食事相談を行っていま	H18-0331004
	すか。	第3の七の4(7)⑥ 第3の七の5(6)③(第
	いる・いない	3の七の4(7)⑥)
	② 食事内容については、施設の医師又は栄養士もしくは管理 栄養士を含む会議において検討していますか。	H18-0331004 第3の七の4(7)⑦
	いる・いない	第3の七の5(6)③(第3の七の4(7)⑦)
15 相談及び援助	○ 常に入所(入居)者の心身の状況、その置かれている環境等	条例
	の的確な把握に努め、入所(入居)者または家族に対し、その	第162条
	相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	第190条(第162条準 用)
	いる・いない	H18-0331004 第3の七の4(8)
	** 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることによ	第3の七の4(8)
	り、積極的に入所(入居)者の生活の向上を図ってください。	の七の4(8))

宜の提供等

16 社会生活上の便 ① 【従来型】 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のた 条例 めのレクリエーション行事を行っていますか。

いる・いない

第163条第1項 H18-0331004 第3の七の4(9)

※ 画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの 趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送る ことができるよう努めてください。

②【ユニット型】 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽 条例 に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行 第186条第1項 うこれらの活動を支援していますか。

いる・ いない

H18-0331004 第3の七の5(7)①・

- ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方 針を受けて、入居者一人一人の嗜好を把握した上で、それに 応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとと もに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自律的に行 うこれらの活動を支援しなければなりません。
- ※ ユニット型施設の居室は、家族や友人が来訪・宿泊して入 居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者 ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮し なければなりません。
- ③ 入所(入居)者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対 条例 する手続について、その者または家族において行うことが困 第163条第2項 難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていま 第186条第2項 すか。

いる・いない

H18-0331004 第3の七の4(9)② 第3の七の5(7)③(第

- ※ 郵便、証明書等の交付申請等、入所(入居)者が必要とする 3の七の4(9)②) 手続等について、入所(入居)者または家族が行うことが困難 な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代 行しなければなりません。
- ※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同 意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得て ください。
- ④ 常に入所(入居)者の家族との連携を図るとともに、入所|条例 (入居)者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めて 第163条第3項 いますか。

いる・いない

第186条第3項 H18-0331004 第3の七の4(9)③ 3の七の4(9)(3))

- ※ 家族に対し、施設の会報の送付、施設が実施する行事への 第3の七の5(7)③(第 参加の呼びかけ等によって入所(入居)者と家族が交流できる 機会等を確保するよう努めなければなりません。
- ※ 面会の場所や時間等についても、入所(入居)者や家族の利 便に配慮したものとするよう努めなければなりません。
- ⑤ 入所(入居)者の外出の機会を確保するよう努めています 条例 か。

いる・いない

※ 入所(入居)者の生活を施設内で完結させてしまうことのな 第3の七の4(9)④ いよう、入所(入居)者の希望や心身の状況を踏まえながら、 買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行 3の七の4(9)④) 事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所(入居)者に多様 な外出の機会を確保するよう努めなければなりません。

第163条第4項 第186条第4項 H18-0331004 第3の七の5(7)③(第

17 機能訓練	○ 入所(入居)者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生	冬面
11 7发形训养	活を営むのに必要な機能を改善し、または減退を防止するた	第164条
	めの訓練を行っていますか。	第190条(第164条準
	ののつ前版を 4.1.2 C V・よ y 2/3。	用)
	いる・いない	H18-0331004
	 ※ 訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではな	第3の七の4(10)
	く、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の	第3の七の5個(第3
	実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについて	の七の4(10))
	も十分に配慮しなければなりません。	(- 1)
18 栄養管理	○ 入所(入居)者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した	条例
16 未後自生 ※ 令和6年3月31日	日常生活を営むことができるよう、各入所(入居)者の状態に	第164条の2
までの間は、経過		第190条(第164条の
措置として、努力		2 準用)
義務とします。	いる・いない	_ 1 / 14/
	※ 入所(入居)者の栄養状態を施設入所(入居)時に把握し、医	
	師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他	
	の職種の者が共同して、入所(入居)者ごとの摂食・嚥下機能	H18-0331004
	及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成してください。	第3の七の4(11)
	※ 入所(入居)者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行う	第3の七の5個(第
	とともに、入所(入居)者の栄養状態を定期的に記録してくだ	3の七の4(11))
	さい。	
	※ 入所(入居)者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評	
	価し、必要に応じて当該計画を見直してください。	
19 口腔衛生の管理	○ 入所(入居)者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活	条例
※ 令和6年3月31日	を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入	第164条の3
までの間は、経過	所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行ってい	第190条(第164条の
措置として、努力	おすか。	3 準用)
義務とします。	いる・いない	
	※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の	
	介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を	
	年2回以上行ってください。	H18-0331004
	※ 技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者	第3の七の4(12)
	(入居)の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、	第3の七の5(10) (第
	必要に応じて、定期的にその計画を見直してください。	3の七の4(12))
	a 助言を行った歯科医師	0 10 11 12/
	b 歯科医師からの助言の要点	
	c 具体的方策	
	d 施設における実施目標	
	e 留意事項・特記事項	
20 健康管理	○ 医師又は看護職員は、常に入所(入居)者の健康の状況に注	条例
	意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ってい	第165条
	ますか。	第190条(第165条準
	いる・いない	用)
	V. 2 - (1/4)	H18-0331004
	※ 健康管理は、医師及び看護職員の業務です。	第3の七の4(13)
		第3の七の5(10)(第3
	I control of the cont	の七の4(13))

入院期間中の取扱 VI

21 入所(入居)者の ○ 入所(入居)者について、病院又は診療所に入院する必要が 条例 生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院するこ とが明らかに見込まれるときは、その者および家族の希望等 第190条(第166条準 を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、や|用) むを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所 |H18-0331004 (入居)することができるようにしていますか。

いる・ いない

- 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか 否かは、入所(入居)者の入院先の病院又は診療所の主治医に 確認するなどの方法により判断してください。
- 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入所(入居)者お よび家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の 状況に応じた便宜を図ることを指します。
- ※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退 院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当 するものではなく、例えば、入所(入居)者の退院が予定より 早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合 等を指します。

施設側の都合は、基本的には該当しません。

- 「やむを得ない場合」に該当する場合であっても、再入所 が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護 の利用を検討するなどにより、入所(入居)者の生活に支障を 来さないよう努める必要があります。
- ※ 入所(入居)者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護 事業等に利用しても差し支えありませんが、入所(入居)者が 退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的な ものでなければなりません。

入所(入居)者に〇 22 関する市への通知

入所(入居)者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅 条例 滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。

ア 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所 第190条 (第29条準用) 者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要 H18-0331004 介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受 の一の4(18)) けようとしたとき。

いる・ いない

※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自 己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態ま たはその原因となった事故を生じさせるなどした者について は、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の 制限を行うことができることから、その利用者に関し、市に 通知しなければなりません。

23 緊急時等の対応 〇 サービスの提供を行っているときに入所(入居)者の病状 条例 の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、 条例第152条第1項1号に掲げる医師との連絡方法その他の 緊急時等における対応方法を定めていますか。

いる・いない

※ 施設に対してあらかじめ配置医師による対応方法その他の 第3の七の510 (第 方法による対応を定めなければならないことを義務づけるも 3の七の4(5) のです。

第166条

第3の七の4(14) 第3の七の5回(第3 の七の4(14))

第178条(第29条準用) 第3の七の4億(第3

第3の七の5(10)(第 3 0 - 0 4 (18)

第166条の2 第190条(第166条の 2 準用) H18-0331004

第3の七の4(15)

a total and let)) and forth		Are from I
	○ 管理者は、常勤かつ専ら施設の管理業務に従事しています ・	条例
理	カ・。	第167条
	いる・いない	第190条(第167条準 用)
	※ 次の場合であって、施設の管理業務に支障がないときは、	H18-0331004
	他の職務を兼ねることができます。	第3の七の4(16)
	a 施設の従業者としての職務に従事する場合	第3の七の5回(第3
	b 施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又	の七の4(16))
	は従業者としての職務に従事する場合であって、特に施設	
	の管理業務に支障がないと認められる場合	
	c 施設がサテライト型居住施設である場合であって、本体	
	施設(病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除	
	く。)の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	
25 管理者の責務	① 管理者は、施設の従業者の管理及びサービスの利用の申込	. , . , .
	みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的	
	に行っていますか。	第1項準用)
	いる ・ いない	第190条 (第60条の11 第1項準用)
		第1頃 単用 H18−0331004
		第3の七の4億(第3
		の二の二の3(4))
		第3の七の5(10)(第3
		の二の二の3(4))
	② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必	条例
	要な指揮命令を行っていますか。	第178条(第60条の11
	いる・いない	第2項準用)
		第190条(第60条第2
		項準用) H18-0331004
		第3の七の42(2)(第3
		0 = 0 = 0 = 0
		第3の七の5(10)(第3
		の二の二の3(4))
26 計画担当介護支		
援専門員の責務	の作成業務のほか、次の業務を行っていますか。	第168条
	ア 入所(入居)に際し、指定居宅介護支援事業者に対する照	
	会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービ ス等の利用状況等を把握すること。	H18-0331004 第3の七の4(17)
	イ 入所(入居)者の心身の状況、置かれている環境等に照ら	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	し、居宅において日常生活を営むことができるかどうかに	
	ついて定期的に検討すること。	1 (11)
	ウ 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅におい	
	て日常生活を営むことができると認められる入所(入居)者	
	に対し、入所(入居)者および家族の希望、退所(退居)後に	
	置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所(退居)の	
	ために必要な援助を行うこと。	
	エ 退所(退居)に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に	
	資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供 するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する	
	りつはか、保健医療サービス又は倫位サービスを提供する 者と密接に連携すること。	
	オー身体的拘束等の態様及び時間、心身の状況及び緊急やむ	
	を得ない理由を記録すること。	
	カー苦情の内容等を記録すること。	
•		

キ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録す ること。 いる・いない 27 運営規程 ○ 施設ごとに、次の重要事項に関する規程を定めています 条例 第169条 か。 第187条 ア 施設の目的及び運営の方針 H18-0331004 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 第3の七の4(18(1)・ ウ 入所(入居)定員 $(2) \cdot (3) \cdot (5)$ ※ 入所(入居)定員は、指定地域密着型介護老人福祉施設 の事業の専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、居|第3の七の4個④(第 $3 \mathcal{O} = \mathcal{O} = \mathcal{O} 3 (5)(5)$ 室の利用人員数)と同数としてください。 第3の七の5(8)① エ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 オ 入所(入居)者に対するサービスの内容及び利用料その他 第3の七の5(8)②(第 3の七の4個(18)(1)・③ の費用の額 \sim (5) ※ 「サービスの内容」は、年間行事・レクリエーション 及び日課等を含めたサービスの内容を指します。 ※ 「サービスの内容」は、入居者が、自ら生活様式や生 活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよ うに、1日の生活の流れの中で行われる支援の内容を指 します。 「その他の費用の額」は、支払を受けることが認めら れている費用の額を指します。 カ 施設の利用に当たっての留意事項 ※ 入所(入居)者がサービスの提供を受ける際の、入所 (入居)者側が留意すべき事項 (入所(入居)生活上のルー ル、設備の利用上の留意事項等)を指します。 キ 緊急時等における対応方法 ク 非常災害対策 ※ 非常災害に関する具体的計画を指します。 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ その他施設の運営に関する重要事項 ※ 入所(入居)者又は他の入所(入居)者等の生命又は身体 を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を 行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 いる・いない 勤務体制の確保 ① 入所(入居)者に対し、適切なサービスを提供することがで 条例 28 きるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。 第170条第1項 第188条第1項 いる・いない H18-0331004 ※ 原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上 第3の七の4個① で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成|第3の七の5(9)④(第 し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員 3の七の419① 及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にして ください。 ②【ユニット型】 従業者の勤務の体制を定めるに当たって 条例 は、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継 第188条第2項 続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定 H18-0331004 める職員配置を行っていますか。 第3の七の5(9)①・ ア 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職 ②③ 員又は看護職員を配置すること。

- イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の 介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職 員として配置すること。
- ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

いる・いない

- ※ 従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければなりません。
- ※ 従業者が、一人一人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められます。
- ※ 常勤のユニットリーダーについては、当面は、研修受講者を各施設に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととします。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)従業者を決めてもらうことで足ります。
- ※ 研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。
- ※ 今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再 検討する予定なので、この当面の基準にかかわらず、多くの 従業者について研修を受講していただくよう配慮してくださ い。
- ※ 入居定員が10を超えるユニットを整備する場合において は、夜間時間帯を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態 を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めてください。
 - a 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニット において日勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時 間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超え て1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護
 - b 夜間時間帯の介護職員及び看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、その2ユニット において夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時 間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を 超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように 介護職員又は看護職員を配置するように努めること。
- ③ 施設の従業者によってサービスを提供していますか。

職員を配置するよう努めること。

いる・いない

- ※ 入所(入居)者の処遇に直接影響を及ぼさない業務について H18-0331004 は、この限りではありません。 第3の七の4
- ※ 調理業務、洗濯等の入所 (入居) 者の処遇に直接影響を及ぼ 第3の七の5(9)④(第 さない業務については、第三者への委託等を行うことができ ます
- ④ 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保 条例 していますか。 第176

いる・いない

条例 第170条第2項 第188条第3項 H18-0331004 第3の七の4(19)② 第3の七の5(9)④(第 3の七の4(19)②)

条例 第170条第3項 第188条第4項 H18-0331004 ※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務 とします。 第3の七の4(19)③ 第3の七の5(9)④(第 3の七の4(19)③)

⑤ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により 通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するために次 のような措置を講じていますか。

第170条第4項 第188条第5項 第3の七の4(19)⑤ 第3の七の5(9)④(第 3の七の4(19)⑤)

条例

事業主が講ずべき措置の具体的内容

- ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラス メントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周 知・啓発すること。
- イ 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な 体制の整備

事業主が講じることが望ましい取組

- ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- イ 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相 談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- ウ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、 業種・業態等の状況に応じた取組)

いる・いない

- ※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、 利用者やその家族等から受けるものも含まれます。
- ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)のとおりです。(令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。)
- ※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページ に掲載されているので、参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

29 業務継続の策定 ① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域 条例第33条の2第1 密着型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 項 ※ 令和6年3月31日 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を までの間は、経過 策定していますか。 措置として、努力 いる・いない 義務とします。 ※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。 第3の七の4(20)(2) a 感染症に係る業務継続計画 第3の七の5回(第3 ・ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた の七の4(20)②) 取組の実施、備蓄品等の確保等) • 初動対応 ・ 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者 への対応、関係者との情報共有等) b 災害に係る業務継続計画 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等の ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) 他施設及び地域との連携 ② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると 条例第33条の2第2 ともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施し「項 ていますか。 いる・いない 第3の七の4(20)①3 ※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス 事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 第3の七の5回(第3 ※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組む の七の4(20(1)3(4)) ことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全て の従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望まし いです。 ※ 研修の内容については記録してください。 ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体 的に実施することも差し支えありません。 また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害 対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありませ ※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机 上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する ことが適切です。 ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 | 条例第33条の2第3 続計画の変更を行っていますか。 項 いる・いない 30 定員の遵守 ①【従来型】 入所定員及び居室の定員を超えて入所させてい 条例 第171条 ませんか。 いない・ いる ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りではありません。 ②【ユニット型】 ユニットごとの入居定員及び居室の定員を 条例 超えて入居させていませんか。 第189条 いない・いる

	※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りではありません。	
31 非常災害対策	○ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	第178条 (第60条の15 条準用) 第190条 (第60条の15
	いる・いない	準用) H18-0331004
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への 通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の 万全を期さなければなりません。※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害 時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従	の二の二の3(8)) 第3の七の5(10)(第3
	業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 ※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則に	
	規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 ※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあっては防火管理者に行わせてください。	
	※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その責任者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。※ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地	
	域住民の参加が得られるよう日頃から地域住民との密接な連携体制を確保し、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。 ※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。	
32 衛生管理等	① 入所(入居)者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていませか。	第172条第1項 第190条(第172条第1
	ていますか。 いる・いない	項準用) H18-0331004 第3の七の4回①
	※ このほか、次の点に留意してください。 a 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準 じて行わなければならない。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わ れなければならないこと。	第3の七の5(10)(第3の七の4(21))①
	b 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 c 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対	
	策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延 を防止するための措置について、別途通知等が発出されて いるので、これに基づき、適切な措置を講じること。 d 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	
	② 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	条例 第172条第2項

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策 第190条(第172条第2) を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとと「項準用」 もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知 H18-0331004 徹底を図ること。
- イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 第3の七の5個(第3 を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予 防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び まん延防止のための訓練を定期的に実施すること。
- エ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の 対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号) に沿った対応を行うこと。

いる・いない

- ※ 具体的には次の取扱いとします。
 - a 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会 (感染対策委員会)

幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医 師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相 談員) により構成してください。

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするととも に、感染対策担当者(専任の感染対策を担当する者)を決 めておくことが必要であり、看護師であることが望ましい です。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の 委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、事故 発生の防止のための委員会については、相互に関係が深い と認められることから、これと一体的に設置・運営するこ とも差し支えありません。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的 に活用することが望ましいです。

b 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整 備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアに かかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・ 分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に 触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの 基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対 応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関 や保健所、市における施設関係課等の関係機関との連携、 医療処置、行政への報告等が想定されます。

また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機 関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、

「介護現場における感染対策の手引き」を参照してくだ

(https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf)

c 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練

第3の七の4(21)② の七の4(21)(2))

職員教育を組織的に浸透させいくためには、指針に基づいた所能プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するともに、新規採用時には必ず感染対棄研修を実施することが重要です。 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設内容についても記録することが必要です。研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)行うことが必要です。訓練においては、破棄症発生時において記念に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で変あするものを適切に組み合わせながら実施するものとします。訓練の実施は、札上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが必要ですが、その結果感染症や既住であっても、一定の場合をのぞき、サービメ提供を断る正当な理由には該当しません。こうした者が人所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について問知することが必要です。 33 協力病院を必要とする人所(人居)者のために、あらかじ必要です。 ① 人院治療を必要とする人所(人居)者のために、あらかじ必要です。 ② あらかじめ、協力資料を療機関を定めておくよう努めていまりのでは、第173条第1項第173条第1項第173条第2回答3の上の4190	34 掲示	○ 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所(入居)申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	
職員教育を組織的に浸透させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。 調理や清湯などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。 研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施内容には、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づきるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づきるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づきるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づきるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づきるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づきるよう、発生時の対応を定めた研修者をした上でのケアの演習などを実施するものとします。		ますか。 いる・いない ※協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。	第173条第2項 第190条(第173条第2 項準用) H18-0331004 第3の七の4(19) 第3の七の5(10)(第3 の七の4(19))
職員教育を組織的に浸透させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するととが重要です。 調理や清掃などの業務を奏託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 令和6年3月31日までの間は経過措置となり、努力義務とします。 d 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合をのぞき、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要です。 3 協力病院等 ① 入院治療を必要とする入所(人居)者のために、あらかじ条例第173条第1項管190条(第173条第1項		※ 協力病院は、施設から近距離にあることが望ましいです。	項準用) H18-0331004 第3の七の4(2) 第3の七の5(10)(第3 の七の4(2))
職員教育を組織的に浸透させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。 研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 令和6年3月31日までの間は経過措置となり、努力義務とします。 d 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合をのぞき、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが	33 協力病院等	め、協力病院を定めておかなければなりません。	第173条第1項
介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策 の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、 施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケ		予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。 研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)行うことが必要でする。を建たいては、感染症発生時において迅速に行動できる、変となどを実施するものとします。 訓練の実を実施するものとします。 訓練の実を実施するものとします。 訓練の実を実施するものとします。 訓練の実を実施するものとします。	

	いる ・ いない	
	※ 重要事項を記載したファイル等を入所者又はその家族等が	
	自由に閲覧可能な形で当該地域密着型介護老人福祉施設事業	
	所に備え付けることでも構いません。	
35 秘密保持等	□ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所	条例
	(入居)者または家族の秘密を漏らしていませんか。	第174条第1項
	いない・いる	第190条(第174条第1
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	項準用)
	※ 従業者に、その業務上知り得た入所(入居)者または家族の	H18-0331004
	秘密の保持を義務づけたものです。	第3の七の4四① 第3の七の5回(第3
		第30元の3個(第3 の七の4個(1))
	□ ② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り	
	得た入所(入居)者または家族の秘密を漏らすことがないよ	
	う、必要な措置を講じていますか。	第190条(第174条第2
	いる・いない	項準用)
		H18-0331004
	※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、 従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定	第3の七の4四② 第3の七の5回(第3
	使来するの雇用時等に取り込め、例えば崖が霊に 30.000 めをおくなどの措置を講じてください。	の七の4(23)(2)
	③ 指定居宅介護支援事業者等に対して、入所(入居)者に関す	条例
	る情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所(入居)	第174条第3項
	者の同意を得ていますか。	第190条(第174条第3
	いる・いない	項準用)
	※ 温託(温見)然の見字公共士授計画の佐卍焼に次十てなめ	H18-0331004 第3の七の4四3
	※ 退所(退居)後の居宅介護支援計画の作成等に資するため に、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合に	
	は、あらかじめ、文書により入所(入居)者から同意を得る必	
	要があります。	
36 広告	○ 広告の内容が虚偽又は誇大なものではありませんか。	条例
	ない・ある	第178条(第37条準用)
07 日ウ人类土坂末		第190条(第37条準用)
37 居宅介護支援事 業者に対する利益	① 居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立 に行われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその従業者	条例 第175条第1項
供与等の禁止	に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償とし	第190条(第175条第1
	て、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	項準用)
	いない・いる	H18-0331004
	V '', 4 V ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	第3の七の4個①
		第3の七の5(10)(第3の七の4(24)①)
	② 退所(退居)後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行	
	われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその従業者か	
	ら、退所(退居)者を紹介することの対償として、金品その他	第190条(第175条第2
	の財産上の利益を収受していませんか。	項準用)
	いない・いる	H18-0331004 第2のよの4例の
		第3の七の4四② 第3の七の5回(第3
		の七の4(4)(2)
38 苦情処理	① 提供したサービスに係る入所(入居)者および家族からの苦	
	情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるため	
	の窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	項準用) 第100条 (第20条 第 1
	いる・いない	第190条(第39条第1 項準用)
		大十/11/

1		
	※ 必要な措置とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制	
	及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要につい	
	て明らかにし、入所(入居)申込者または家族にサービスの内	
	容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せ	
	て記載するとともに、事業所に掲示すること等です。	の一の 4 (28) ①)
	② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していま	条例
	すか。	第178条(第39条第2
	いる・いない	項準用)
	\2\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	第190条(第39条第2
	※ 入所(入居)者および家族からの苦情に対し、組織として迅	項準用)
	速かつ適切に対応するため、苦情(施設が提供したサービス	
	とは関係のないものを除く。) の受付日、その内容等を記録	
	するしてください。	3 の一の 4 (3)(2))
	また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報	第3の七の5(10)(第3
	であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質	の一の4(28)②)
	の向上に向けた取組を行ってください。	
	※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。	
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提	久間
	出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、入所 (入居)者からの苦情に関して市が行う調査に協力するととも	第178条 (第39条第 3 項準用)
	(人居) 有からの舌情に関して中か行り調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては必要な改善	
	に、川から指導又は助言を支げた場合においては必要な以告 を行っていますか。	項準用)
	2110 CV x 9 M.	現事用) H18-0331004
	いる・いない	第3の七の4(2)(第3
		第30元04(M(第3 0一の4(M(3))
		第3の七の5(10)(第3
		第300000(第3 の一の4(20)(3))
	④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を市に報告して	条例
	いますか。	第178条(第39条第4
	V . & 9 1/3-0	項準用)
	いる・いない	第190条(第39条第4
		項準用)
	⑤ 提供したサービスに係る入所(入居)者からの苦情に関して	条例
	国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国	第178条(第39条第5
	民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合におい	項準用)
	ては、必要な改善を行っていますか。	第190条(第39条第5
		項準用)
	いる・ いない	2 1 / 14/
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改	条例
	善内容を報告していますか。	第178条(第39条第6
		項準用)
	いる・ いない	第190条(第39条第6
		項準用)
39 地域との連携等	■ ① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、お	条例
2012010	おむね12月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告	第178条(第60条の17
	し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会	
	議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	第190条(第60条の17
		第1項準用)
	いる・いない	H18-0331004
	※ 運営推進会議とは、入所(入居)者、入所(入居)者の家族、	第3の七の4㎞(第3
	地域住民の代表者、施設が所在する市の職員又は施設が所在	の二の二の3(10(1))
	する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着	第3の七の5(10)(第3
	型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者	の二の二の3(10(1))
	等により構成される協議会をいいます。	
1		1

- ※ 運営推進会議は、施設が、入所(入居)者、市町村職員、地 域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明 らかにすることにより、施設による入所(入居)者の「抱え込 み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サー ビスの質の確保を図ることを目的として設置するものであ り、各施設が自ら設置すべきものです。
- ※ 運営推進会議は、施設の指定申請時には、既に設置されて いるか、確実な設置が見込まれることが必要となります。
- ※ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人ク ラブの代表等が考えられます。
- ※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場 合においては、1つの運営推進会議において、双方の評価等 を行うことで差し支えありません。
- ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の 促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合において は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催しても差し支 えありません。
 - ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人 情報・プライバシーを保護すること。
 - イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。た だし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲 で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在 する事業所であっても差し支えありません。
- ② 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録 条例 を作成するとともに、記録を公表していますか。

いる・ いない

※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存してく 第2項準用) ださい。

③ 事業の運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等 との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っています 第178条(第60条の17 か。

いる・いない

- ※ 施設の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地 H18-0331004 域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の 第3の七の4間(第3 地域との交流に努めなければなりません。
- ④ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する入所 条例 (入居)者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び 第178条(第60条の17 援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう 努めていますか。

いる・いない

※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる 第3の七の4個 (第3 等、市町村との密接な連携に努めてください。

第178条(第60条の17 第2項準用) 第190条(第60条の17 H18-0331004

第3の七の4億(第 $3 \mathcal{O} = \mathcal{O} = \mathcal{O} 3 (10)(2)$ 第3の七の5回(第3 $\mathcal{O} \subseteq \mathcal{O} \subseteq \mathcal{O} \otimes \mathcal{O} \otimes$

条例

第190条(第60条の17 第3項準用)

第3項準用)

 $\mathcal{O} = \mathcal{O} =$ 第3の七の5(10)(第3

 $\mathcal{O} = \mathcal{O} =$

第4項準用) 第190条(第60条の17

第4項準用) H18-0331004

の二の二の3(10)④(第

「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣 3の一の4四(3)) 事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営 第3の七の5個(第3 利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

の二の二の3(10)④(第 3 0 - 0 4 (29)(4))

及び発生時の対応

40 事故発生の防止 ① 事故の発生または再発を防止するため、次に定める措置を 講じていますか。

- ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法|第190条(第176条第1 等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するこ
- イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が 第3の七の4間② 生じた場合に、事実が報告され、その分析を通した改善策 3 ④ ⑤ について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修 の七の4 (5)①②③④ を定期的に行うこと。
- エ ア〜ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置 くこと。

いる・いない

※ 事故発生の防止のための指針

施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次 のような項目を盛り込むこととします。

- a 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- b 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関 する事項
- c 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- d 介護事故等(ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置してお くと介護事故に結びつく可能性が高いものを含む。)の報 告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のため の方策に関する基本方針
- e 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- f 入所(入居)者等に対する指針の閲覧に関する基本方針
- g その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基 本方針
- ※ 事実の報告および分析を通じた改善策の従業者に対する周 知徹底

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介 護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止 につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的と したものではないことに留意してください。

具体的には、次のようなことを想定しています。

- a 介護事故等について報告するための様式を整備するこ と。
- b 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生ごとにそ の状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、介護事 故等について報告すること。
- c 事故発生の防止のための委員会において、報告された事 例を集計し、分析すること。
- d 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等 を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、 防止策を検討すること。
- e 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底するこ
- f 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 ※ 事故発生の防止のための委員会(事故防止検討委員会)

条例 第176条第1項 項準用) H18-0331004

第3の七の5回(第3

(5)

事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止 のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例え ば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職 員、生活相談員)により構成してください。

構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、 専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要です。

事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立 して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の 責任者であることが望ましいですが、感染対策委員会とは、 相互に関係が深いと認められることから、一体的に設置・運 営することも差し支えありません。

事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員と して積極的に活用することが望ましいです。

※ 事故発生の防止のための従業者に対する研修

介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための 研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な 知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、安全管理の 徹底を行ってください。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づ いた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上) を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の 研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありま せん。

※ 事故発生防止等措置を適切に実施するための担当者

専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者として は、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が 務めることが望ましいです。

② 入所(入居)者に対するサービスの提供により事故が発生し条例 た場合は、速やかに市、入所(入居)者の家族等に連絡を行う 第176条第2項 とともに、必要な措置を講じていますか。

いる・いない

③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録して 条例 いますか。

いる・いない

④ 入所(入居)者に対するサービスの提供により賠償すべき事 条例 故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。

いる・いない

※ 速やかな賠償を行うために、損害賠償保険に加入しておく か、賠償資力を有することが望ましいです。

第190条(第176条第2 項準用)

第176条第3項 第190条(第176条第3 項準用)

第176条第4項 第190条(第176条第4 項準用)

H18-0331004 第3の七の456 第3の七の5回(第3 の七の4(約(6))

- 41 虐待の防止
- ※ 令和6年3月31日 までの間は経過措 置として、努力義 務とします。
- ① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講 条例第41条の2 じていますか。
 - ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開 41条の2 準用) 催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図 ること
 - イ 虐待の防止のための指針を整備すること
 - ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2 回以上)に実施すること
 - エ 上記ア~ウの措置を適切に実施するための担当者を置く こと

いる・いない

- ※ 虐待の防止のための研修について次のとおりです。
 - a 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。
 - b 研修の内容については記録してください。

H18-0331004 第3の七の4(28)(第 3の五の4(14(3)) 第3の七の5回(第

条例第190条(条例第

- ② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するととも | H18-0331004 に、その結果(事業所における虐待防止に対する体制、再発防|第3の七の4個(第 止対策等)は、従業者に周知徹底を図っていますか。
 - ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関 すること
 - オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ 適切に行われるための方法に関すること
 - カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られ る再発の確実な防止策に関すること
 - キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関 すること

いる・いない

- ※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次の とおりです。
 - a 管理者を含む、幅広い職種により構成します。
 - b 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするととも に、定期的に開催してください。
 - c 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用 することが望ましいです。
 - d テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その 際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダン ス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガ イドライン」等を遵守してください。
 - e 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・ 運営することとしても差し支えありません。
 - f 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複 雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従 業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個 別の状況に応じて慎重に対応してください。

3の五の4(14)(3))

3の五の4(14(1))

第3の七の5回(第 3の五の4(14(1))

	③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 い る ・ いない	H18-0331004 第3の七の4(M) (第 3の五の4(M2) 第3の七の5(D) (第 3の五の4(M2)
42 会計の区分	○ 施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 いる・いない ※ 指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによります。 ・ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日 老振発第18号) ・ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発0329第1号) ・ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日 老計第8号)	条例 第178条 (第42条準用) 第190条 (第42条準用) H18-0331004 第3の七の4 (別) (第3 の一の4 (別)) 第3の七の5 (10) (第3 の一の4 (別))
43 記録の整備	① 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。 いる・いない ② 入所(入居)者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。ア地域密着型施設サービス計画イ具体的なサービスの内容等の記録ウ身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所(入居)者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ入所(入居)者に関する市への通知に係る記録オ苦情の内容等の記録カ事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録キ報告、評価、要望、助言等の記録いる・いない	条例 第177条第1項 第190条(第177条第1 項準用) 条例 第177条第2項 第190条(第177条第2 項準用) 附則12

五 変更の届出等

<u>加 変更の届出等</u> 項 目	確認事項	根拠法令
項 目	確 認 事 項 ① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。 ア 施設の名称及び開設の場所 イ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 エ サテライト型居住施設のある本体施設がある場合にあっては、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間オ 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要カ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要キ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所ク 運営規程ケ 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約内容(協力歯科医療機関があるときも同様)コ 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項サ 役員の氏名、生年月日及び住所シ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	法 第78条の5第1項 施行規則
	※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。 ② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。 いる・いない ③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。 ア 廃止又は休止しようとする年月日イ 廃止又は休止しようとする理由ウ 現にサービスを受けている者に対する措置エ 休止の場合は、予定期間	第78条の5第1項 施行規則 第131条の13第3項 法

項目	確認事項	根 拠 法 令
	① 要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づ基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければばなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制体制を整備していますか。 ア 事業所・施設の数が20未満の場合 ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合 ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ウ 事業所・施設の数が100以上の場合 ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。	第115条の32第1項 施行規則
	いる・いない ② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。 ア 届出先 (7) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長 (4) 埼玉県のみにすべての指定事業所等が所在する事業者で(7)以外の事業者 埼玉県知事 (ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者 厚生労働大臣 ii 上記以外の事業者 厚生労働大臣 ii 上記以外の事業者 東たる事業展開地域を管轄する地方厚生局長 イ 届出事項 (7) 事業者の名称 (4) 主たる事務所の所在地 (ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日 (オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要(事業所・施設の数が20以上の場合) (カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所・施設の数が100以上の場合)	法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項
	いる・いない ③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく 届け出ていますか。 いる・いない	法 第115条の32第3項 施行規則
	① ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。 いる・いない	第140条の40第2項 法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項

2 介護サービス情	① 埼玉県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、指定	法
報の報告及び公表	情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告しています	第115条の35第1項
	か。	施行令
	いる・いない	第37条の 2
	いる・いない	施行規則
		第140条の44~46
	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されています	法
	か。	第115条の35第2項
	1 \ 7 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ \ 2 \ 1 \ 2 \	施行規則
	いる・いない	第140条の46